

「不良債権最終処理」と中小企業経営

小谷 紘司

はじめに

小泉内閣の「不良債権最終処理」強行に対して、怒りと不安の声が地域の隅々から巻き起っている。小泉内閣は、「不良債権最終処理」を2001年4月から2～3年で推進することを打ち出した(2001年4月6日「緊急経済対策」)。そこには「中小企業の場合であっても取り組む」ことが明示されている。この「最終処理」が強行されるならば、20万以上の企業が倒産し100万人以上の失業者が出ると試算されている。この措置は、不況の中で歯を食いしばって頑張っている多くの中小企業に対して、不況に追い打ちを掛け、「早く死ね」と言うに等しい。

本稿は、中小企業・中小業者に対する「不良債権最終処理」強行の実態と、地域で役割を果たしてきた地域金融機関の現状について、いくつかの事例を紹介しつつ運動の方向を探るものである。

1. 中小企業・中小業者に対する「不良債権最終処理」強行の事例

(都市銀行)

○A製作所は、東京・大田区で1951年から約50年間、プレス加工・金型製作を営んできた、資本金1200万円、従業員数は30人の中小企業である。主力製品は事務用機器、主要取引先は(株)リコーおよび関連会社等である。親会社が生産を海外に移したことで不況によって仕事量は半減した。発注される仕事も精度が極度にうるさくなり、納期も短くコストも切り下げられた。A製作所はその精度を出すべく努力したが、不良品になってしまった。資金繰りに行き詰まっ

たが、主要取引銀行のS銀行は融資をストップ、担保の任意売却を迫った。A社長は悩んだあげく、担保に入っていた2カ所の工場と土地、社長宅と土地を売却し、従業員の退職金も払い、長年営んできた工場を整理・精算した。Aさんは、今は多摩川べりのマンションにひっそり暮らしている。

○マンションのローン返済が厳しいので、F銀行に返済条件の相談に行ったところ、「半年間は金利だけでいい」と言われその通りにしたら、7カ月目に一方的に「一括払い」を請求され、返済金を持って行っても受け取らず売却を迫られた。

○D銀行は平成13年3月には「返済金の減額に応じる」との態度を見せながら、その後には「他行からの借入によって延滞金の精算」を迫ってきた。「出来ない」と言うのと「競売」と脅してきた。

○クリーニング業者のBさんは、住宅ローンの返済が遅れたためにD銀行に条件変更を相談したが、信用開発(株)へ債権譲渡された。再三抗議したがダメだった。現在、信用開発(株)より裁判所へ「競売」の手続きがなされ、競売価格も決定した。

○業績不振のため、返済の条件変更をD銀行に相談したら、いろいろ書類を提出させられ、待たされたあげく、条件変更を「拒否」され、逆に「一括弁済」を迫られた。

○「不良債権」だからという理由で、D銀行

特集・小泉「構造改革」と国民生活

に無理やり担保を売却させられた。担保の買取人は同銀行の別の支店の行員だった。他の銀行の行員も「おかしい」と言っている。

○S銀行のsmallビジネスローンの返済方法を相談しようとしたら、「回収専門会社と話してくれ」と言われた。特定調停を申し立てたら「取り下げる」と言ってきたが、外資の債権買取会社に債権売却された。

○S銀行とは長年、区の請け負い契約書と定期預金を担保に短期の運転資金を借り入れてきた。最近になって急に「融資は出来ない」と言い出した。定期や生命保険などを解約して債務を全額払われた。「借りてくれ」と頼んでおいて、助けてくれない都市銀行とはもうつきあいたくない。

(地方銀行)

○C社は、北関東で観光ホテル業を営み、従業員数は約100人である。観光ホテルの特徴として季節によって従業員数が大幅に変動する。今年の夏に雇い入れる40人について、A銀行から「従業員の社会保険については、国民健康保険、国民年金に加入させ、社会保険の会社負担分を浮かせて返済金に回せ」との指導があった。それによって浮かせた会社負担分は年間800万円。従業員の社会保障権利を犠牲にしてまで銀行債権回収をするという悪辣なやりかたが横行している。

○W銀行は、プロパー融資の返済が終了したにもかかわらず、保証協会の保証付き（担保なし）融資残債があり、その返済条件変更したために（事故ではないのに）、担保を外すことを拒否した。そのため、新規取引金融機関の融資が受けられず、また保証付融資も受けられない。

○N銀行が破綻、解散した。カードローンを利用していたが、支払いをしていたにもかかわらず、RCC（債権回収機構）送りになった。ブラックリストに登録され、保証協会の保証も受

けられず、あらゆるカードが使えなくなってしまった。

(信用金庫)

○T信用金庫から半年前に9000万円借入れたが、経営悪化を理由に自社ビル・土地の売却をすすめられた。その売却代金のうち2000万円を運転資金にする約束だったが、T信用金庫は全額回収。その際に新たな融資1500万円を約束したが、それも破った。その後不渡りを出し倒産した。本店交渉もしたが断られた。

○D社は従業員数20人の会社で、今年7月にT信用金庫に夏の一時金のために融資を申し込んだが、1200万円残債があるため断られた。従来は年末と夏の一時金のために融資してくれていたのだが。

○売上が月額1000万円から500万円に半減し、F信用金庫の融資返済が3カ月延滞となった。返済負担を軽減し事業に専念できるように期間延長の条件変更をした。こんなことは不況の中では普通にあることであるが、金融庁は「改善見込みなし」として「破綻懸念先」（表1参照）にした。

○F信用金庫からビル建築資金で5億円融資を受けた。不況の影響でテナントが6割に減り、融資返済が長期延滞になった。とりあえず金利を2%に減免し元金も月額30万円とし、20年後に一括弁済の条件変更をした。金融庁は、この返済では回収に100年以上かかると「破綻懸念先」にした。

○C信用金庫に区制度融資100万円を申し込んだが、金融機関から保証人を要求された。その後、金融機関に交渉に行ったら「とりあえず保証協会にあげます」とのこと。区制度融資にもかかわらず100万円を保証人とは、制度融資・保証協会の役割がなくなるのでは。

○H信用金庫に市制度融資を申し込んだが、

表 1 自己査定判断基準の枠組 (検査マニュアル)

債務者区分	定義	判断基準	分類	格付	形式基準	実質基準
正 常 先	● 業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者	● 業況良好先 ● 財務内容問題なし ● 資金使途・財源問題なし	I (非)	1. 優良先 2. 準優良先 3. 普通先		● セーフ・ハーパールール ● その他基準 ① 事業継続性と収益の見通し ② 経営改善計画等の妥当性 ③ 債務負担の大きさ ④ 販売力・技術力等営業キャッシュフローによる債務倍還能力 ⑤ その他
	● 貸出条件に問題のある債務者に対する債権 ● 履行状況に問題のある債務者に対する債権 ● 赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者に対する債権	● 懸念ある割引手形 ● 財務内容に問題あり ● 資金使途に問題あり ・赤字集付債務等の補填 ・業況不振の関係会社への支援 ・旧債肩代わり資金 ● 条件変更した先 ・金利減免、棚上げ、元本返済猶予、事実上延滞・期間延期	I (非) II	4	下記のいずれかに該当する先 ① 条件変更した先 ② 財務内容に問題ある先 ③ 元金延滞3ヵ月以内 ④ 経常損益2期連続赤字 ⑤ 債務超過 ⑥ 一定期間を超える長期貸付金	● セーフ・ハーパールール ● その他基準 ① 事業継続性と収益の見通し ② 経営改善計画等の妥当性 ③ 債務負担の大きさ ④ 販売力・技術力等営業キャッシュフローによる債務倍還能力 ⑤ その他
最 終 処 理 対 象	● 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権	● 実質的債務超過状態 ● 業況著しく低調で好転の見通しなし ● 延滞状態 ● 消極ないし撤退方針 ● 保証履行の懸念先	I (非) II III	5	下記の①又は②の要件に該当し③の場合 ① 債務超過 ② 経常損益3期連続赤字 ③ 6ヵ月未満の延滞で遅れながら回収中	● その他基準 ① 事業継続性と収益の見通し ② 経営改善計画等の妥当性 ③ 債務負担の大きさ ④ 販売力・技術力等営業キャッシュフローによる債務倍還能力 ⑤ その他
	● 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みが立たない状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者	● 事業を形式的に継続しているが深刻な状態 ● 財務内容に多額の不良資産 ● 借入過多返済財源なし ● 大幅な債務超過で相当期間経過 ● 実質的に長期延滞	I (非) II III IV	6	6ヵ月以上の延滞で回収の見込みなし	
	● 破産・清算、会社整理、会社更生、民営再生、取引停止処分等の事由により、経営破綻に陥っている債権	● 法的形式的に経営破綻の事実が発生している先	I (非) II III IV	7		

特集・小泉「構造改革」と国民生活

表2 F信用金庫の不良債権最終処理該当先

(2001年3月期)

分類	件数	貸出額	処理方法	引当
非 分 類		330億円		
正 常 先	758件	546億円	残高の0.09%を引当	一般引当 4億9千万円
要 注 意 先	187件	148億円	要管理債権 15億円 残高の13.8%×3年分引当 (今年3年間の13.8%の破綻) その他要注意 133億円 残高の4.68%を引当 (4.68%は毀損率)	一般引当 6億2千万円 一般引当 6億2千万円
破 綻 懸 念 先	161件	157億円	引当済26億円 保全額131億円 (157億円-131億円=保全不足26億円)	個別引当
実 質 破 綻 先	147件	88億円	償却済20億円 保全額68億円 (88億円-68億円)=保全不足20億円	個別引当
破 綻 先	65件	31億円	償却済7億円 保全額24億円 (31億円-24億円)=保全不足7億円	個別引当
合 計		1300億円		

市の斡旋を受けたにもかかわらず、「昨年の営業実績が悪いので融資は出来ない」と断られた。

○S信用金庫に市制度融資を申し込み、市の斡旋は受けたが、事業をはじめて一年目の申告では赤字で、保証協会とも交渉したが、「もう一年状況を見て融資できるかどうか判断したい」と断られた。

○J信用金庫に預金を担保にしていたが、直貸し分を相殺させられた。使える現金を減らされて困っている。

(国民生活金融公庫)

○十年数年前に国金から600万円の借り、この6月に完済した。新たに500万円の運転資金を申し込んだが、5年前の税金(160万円)が滞納していたことを理由に断られた。滞納の税金については、分納の約束をしており、平成12年度分の所得税は完納している。

(中小企業信用保証協会)

○父親の経営していた会社が行き詰まり、その会社の内容を引き継いで新会社を設立したが、父親の代位返済があるため、新規融資の保証を断られた。

こうした事例は枚挙にいとまがない。さらにますます増える傾向にある。これまで地域社会に役割を果たしてきた中小企業・中小業者は、今不況の中で歯を食いしばって頑張っているにもかかわらず、都市銀行・地方銀行・信用金庫等はこれを支援するどころか、こぞって回収・取り立てと融資ストップに狂奔している。産業振興こそ生活の糧なのに、それを放棄している金融機関の行状はまさに狂気の沙汰である。しかも、国民生活金融公庫、中小企業信用保証協会等の公的機関までもがそれに加担している状況は許せない。

2. 地域金融機関の存在も危ない

F信用金庫は、1931年の創業で約70年の歴史を持ち、首都圏の平均的規模で、預金2000億円、貸出金1300億円(預貸率65%)である。この信用金庫の場合、不良債権最終処理の該当先は次のようになっている(表2)。

現在F信用金庫では、「破綻先」(65件、31億円)については、担保物件売り急ぎでは減価ロスが大きいため、また高齢で住む家もなくなる等の理由で、不動産鑑定士の評価書(路線価の1.2倍)を付けて先送りの状態。担保減価による保全不足の7億円を償却した。

「実質破綻先」(147件、88億円)についても同様の措置で、担保の売却を先送りし、保全不足

の20億円を償却した。「破綻懸念先」(161件、157億円)についても同様で、保全不足の20億円を償却した。

そのうち20件程度は個々に支援方針を決め、借入計画の確実性をもとに融資し、営業利益から少しずつでも回収しており、残りの約140件は様子見の状態になっている。

「最終処理」が信用金庫に義務づけられた場合、「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」(計373件、276億円)のうち償却と引当による手当済金額が53億円であるが、現保有担保物件223億円を実際に処分するとすれば6割くらいに減価するのでその差額90億円が新たに償却額として発生する。自己資本が57億円のF信用金庫にとっては、これは債務超過となり、「早期健全化法」では破綻となってしまう。このように「最終処理」は、中小企業と信用金庫の両方を整理するものであることがはっきりしている。

F信用金庫は、自己審査による自己資本比率は4.58%であったが、金融庁の検査では2.80%となり、「銀行法」26条の改善計画提出・実施命令が出された。自己資本比率を1%上げるには14億円の自己資本が必要とされたがそれは無理である。そこで、ギリギリのリストラに追い込まれることになった。その内容は、「早期退職優遇制度」導入により人員を1年間で350人から280人へ2割削減し、年間一時金は6カ月から今年は1.6カ月(夏冬各0.8カ月)にカット、年収も5年前830万円が今年610万に減額(55歳)などである。また、リスク割合の高い一般貸出からリスクの少ない保証協会保証付きを増やしたが、これも保証協会が赤字企業には保証しなくなったので結局は一般貸出で対応せざるを得なくなった。しかし、一般貸出では「要注意先」で4%の貸倒引当金を積み重ねなければならず、貸出金利3%を上回ってしまい、逆ざやになってしまう。このため自己資本比率を1%上げるためには一般貸出を200億円減らさなければならない。これでは、借手である中小企業も貸手である信用金庫も共倒れになる。

F信用金庫の管理回収の実例は次のようなものである。

飲食業(居酒屋)

貸出残高7000万円。ここ5年間は元金のみ月額5万円内入れしている。とつくに競売すべきところであるが、担保提供者が97歳の高齢で、刺激を与えると激昂して危ない。職員の恩師でもあることから放置している状況である。

建築業(サッシ)

貸出残高2億5000万円。ここ7年間は月額20万円内入れで利息にも充たない。競売では最低価額7000万円程度であり、1億8000万円くらいロスが出るので、塩漬けの状態である。代表者72歳、妻70歳、住む家がなくなると懇願されている。

地域の中小企業・業者の悲鳴とも言える声と、地域金融機関の労働者の歯ざしりが聞こえてくるようである。債務に苦しむ人々は、パブル崩壊後はほとんどが不動産・建築業であったが、現在はまちの理容業、写真業、精密機械製造業など不況にあえぐ人々が大半であるという。

F信用金庫の労働者は次のように語っている。「これまでやってきた回収方針を継続するため、金融ビッグバンはやめてほしい。信用金庫は、地域に雇用と資金を提供し、長年地域の人々と平和にやってきた。今それを壊さないでほしい。事業利益は毎年十数億円計上しており、時間さえあれば問題ない。最終処理が義務づけられると、支援融資の道が閉ざされ回復の手立てがなくなる。地域経済の破綻は避けられなくなる」。

3. なぜ「最終処理」を急ぐのか

小泉内閣はなぜそれほどまでに「最終処理」を急ぐのか。それは誰のための利益なのか。今、各方面から疑問と怒りがわき起こっている。最初に紹介したA製作所の例でも、長年培ったプレス技術・技能に加えて新たに要請される高精度加工に対応するためには、新たな加工方法の導入などの試験・試作・訓練、その資金やそれを可能とするコストが当然必要であるが、親企業はそれを見ようとはせず、銀行も融資しないばかりかそれまでの融資の回収に走り、企業を破産させてしまったのである。優れた技能を持った多くの労働者が路頭に放り出された。銀行が融資の回収をしばかり待ち、資金支援をしてい

特集・小泉「構造改革」と国民生活

たら、企業と労働者は残れたであろうし、その後返済も可能となったであろう。このような例は実に多い。

全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）の幹部は、次のように怒りを持って語っている。「何も急ぐことはない。銀行の帳簿上に不良債権を残しておいても、景気浮揚対策や産業振興対策は可能であり、そうすることによって不良債権も解決していける。バブルの時代のゼネコン・不動産等の不良債権はほぼ終わっており、現在の最終処理の対象になっているのは真面目な普通の中小企業・中小業者の人たちである。急ぐ理由はアメリカの圧力にはかならない。アメリカは、この間に不良債権処理で放出された銀行、保険会社、企業、土地等をタダ同然の安い価格で手に入れている。アメリカの利益にはなっても、日本国民の利益にはなっていない」。

日本の銀行は、あのバブルの時代に低金利政策で調達した低金利預金を利用して、例えばロンドンでは邦銀の貸出シェアが25%を超え、海外金融機関を盛んに買収した。1988年のバーゼル合意によるBIS規制は、このような日本の銀行の薄利多売型商法を規制する意図があったと言われる。「最終処理」もアメリカ政府からの圧力で日本政府が「受け入れざるを得ない」として約束したものである。しかし、「米国の利益になる政策は、他国にも必ず利益をもたらす」というアメリカの強引な政策が、日本やアジアの経済混乱を招いた原因の一つになったことはもはや明らかとなっている。アメリカン・スタンダードの押し付けだけでは国際経済はよくならないことははっきりしている。

政府は、「金融機能早期健全化法」をはじめ公的資金導入など手厚い対策で銀行の不良債権処理をすすめる一方、「産業再生法」等で大企業のリストラを促進し、「民事再生法」等で中小企業の整理・淘汰をすすめている。小泉内閣は「不良債権最終処理をしなければ景気回復はない」と言うが、これは「ウソ」である。これらによって得るものは何か、失うものは何か。失う方ははるかに多く、次代への発展の基盤を掘り崩している。

4. 地域からの運動を

「金融ビッグバンはやめてほしい。もっと違った方法で日本経済再生を考えてほしい」。全国信用金庫労働組合（全信連）の役員は切々と語っている。「今、この理不尽な最終処理という名目での中小企業・中小業者・地域金融機関つぶしに、地域から反撃のノロシをあげていかないと、取り返しのつかないことになる」と真剣に訴えている。

地域金融機関の労働組合としては、地域の利用する人たちに思い切った大量のピラなどで実情と運動の方向を訴えることが大切になっている。F信用金庫の理事長も「世論を起こすことが最大の決め手」と語っている。地域金融機関のトップの考え方も変えていくことが大事である。

信用金庫・信用組合では、出資している会員（同時に利用者である）の声を大きくしていくことが大事である。これらは単なるお客さんではなく出資者でもある。もちろん、一般の地域中小企業・中小業者としても声を大きくしていくことが大事である。

「最終処理」には、その過程でリストラが強要され、企業閉鎖も起こりうる。製造業・建設業・運輸業・卸小売業などの中小企業労働者も「自分のこと」として受け止め、反撃に立ち上がる必要がある。

地域でこれらの中小企業・中小業者、金融機関と産業別の中小企業労働者が共同し団結して立ち上がる条件は十分にある。地域労組があちこちで拮がりつつある状況もある。もう「泣き寝入り」ではすまされないとこにきているのではないだろうか。

（こたに こうじ・会員）